

令和元年第4回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和元年12月20日 午前10時30分 開会
午後 0時13分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	松山善之
教 育 長	杉澤茂二	企 画 部 長	吉川正人
総 務 部 長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	巽重人	こども未来創造部長	中井浩子
教 育 部 長	森井敏英	上下水道部長	西口昌治
会 計 管 理 者	門口昌義		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩永睦治	書 記	吉村浩尚
書 記	高松和弘	書 記	福原有美

6. 会議録署名議員 10番 岡本吉司 11番 西井 覚

7. 議事日程

日程第1 議第62号 葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を制定することについて

日程第2 議第63号 葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定す

- ることについて
- 日程第3 議第65号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第4 議第66号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第67号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第68号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第70号 葛城市公園条例及び葛城市都市公園条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第64号 葛城市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて
- 日程第9 議第69号 葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第71号 葛城市下水道条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第72号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更について
- 日程第12 議第73号 令和元年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第13 議第74号 令和元年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第14 議第75号 令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第15 議第76号 令和元年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第16 議第77号 令和元年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第17 議第78号 令和元年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第18 発議第7号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書
- 日程第19 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

開 会 午前10時30分

下村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和元年第4回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

ご報告申し上げます。先ほど議会運営委員会が開催され、常任委員会における付託議案以外の調査案件の取扱いについて協議いただいておりますので、会議の概要について議会運営委員長より報告願います。

15番、西川弥三郎君。

西川議会運営委員長 おはようございます。先ほど本会議開会前に議会運営委員会を開催し、常任委員会における付託議案以外の所管事項の調査につきまして協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

総務建設常任委員会から、政治倫理条例の内容検討について所管の調査事項として追加し、審査を行いたい旨の申出がありましたので、付託議案以外の所管事項の調査として審査願うことに決定いたしました。

以上、簡単でございますが報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

下村議長 総務建設常任委員会の皆様には、慎重にご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について、各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

8番、川村優子君。

川村総務建設常任委員長 皆様、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。去る12月6日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました7議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、12月13日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

まず初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。理事者からは、事業の進捗状況として、前回の9月定例会の委員会で報告した内容とほぼ変わるところはないが、昨年度に契約をした1件の方について、現在家屋の取り壊しをされており、数日中に完了する。全ての取り壊しの確認後に後払いの支払いをする予定である。未買収用地の残り2件のうち、1件の方とは代替地も考慮した中で、調整、前向きな交渉をしている。別の1件の方とも交渉しているが、条件面においても折り合いがつかず、同意が得られていない状況であるが、周辺の状況も変わっていく中で、粘り強く交渉していきたいと考えている。事業の早期完成に向けて、法的な措置も考慮した中で、適正な価格の契約に向けて慎重に進めていきたいという説明がありました。

委員からは、用地交渉について、以前の委員会では条件が整えば、市長など特別職が出向いて交渉するという説明があったが、現在の状況についてというお問い合わせでしたが、また、尺土駅前整備事業の当初計画の完成時期と現在の事業進捗の状況に伴って、エレベーター設置などの計画の見直しが可能なのか伺いたいというお問い合わせがありました。用地交渉について個別の案件を具体的には言えないが、特別職が出向いて話がつくような内容に進展した場合はいつでも出向く準備はしているが、まだその段階まで進展していない状況である。当初の完成時期は平成31年度であったが、当初計画は策定当時、十分な審議をもとに検討されたものであるが、計画の見直しについては現在様々な提案をいただいているので、それらの意見も十分に踏まえながら柔軟な検討をしていきたいと考えているという答弁がありました。また、事業の完成が近づいているということで、尺土駅前整備事業に係る事業費の一覧を提出していただきたいという要望がありました。

続いて、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。理事者からは、事業の進捗状況として、道路改良工事に関しては国道24号線から東向きの1つ目の交差点からJRまでの間の延長120メートルの区間については、本年9月に工事の発注は完了している。現在、準備工程として現地の立ち合い、確認、2次製品の発注などの準備を進めており、年明けから本格的に工事に着手し、年度内に竣工予定である。JR和歌山線高田・大和新庄間柿本架道橋改築工事委託については、現在本体構造物の構築をしているところである。令和2年3月末の完成を目指して取り組んでいたが、平成29年11月11日から平成30年2月22日までの約70日間、電気関係に不具合が起こったことから、原因調査のため工事が休止しており、また、作業工程の中で気温の高くなる酷暑期は、レールに対し伸縮などの影響があるために線路の工事ができない期間もあるので、工期を短縮する努力をしていただいたが、今年度末に工事が完成できないとのことから、架道橋改築工事委託の竣工期日を令和2年3月から令和3年3月に変更したという説明がありました。

委員からは、架道橋改築工事の竣工期日が1年延長されたことにより、通行止めの期間も延長されることになると思うが、周辺住民への周知はできているのかという問いがありました。地元住民への説明は行っているという答弁がございました。また別の委員からは、今回の工期がおくれた要因については十分予測できるものと思われるが、JRとの打合せは行っているのかという問いがあり、毎月1回はJRと工事の打合せを行っている。今回は不慮の不具合が原因と報告を受けているという答弁がありました。この答弁を受けて、今後はJRとも十分に打合せを行って工事計画を策定し、事業が計画どおりに進むようにしていただきたいという要望がありました。

次に、行財政改革に関する事項についてでございます。理事者からは、現在のところ報告すべき事項はないということでしたが、委員からは、平成30年6月定例会の委員会での報告からこれまでに報告事項がない状況を踏まえて、次回3月定例会では必ず報告していただきたいという要望がありました。

最後に、公共バスの運行についてであります。理事者からは、コミュニティバスの利用状況として、本年10月1日からミニバスルートの一部を予約型乗り合いタクシーに改編した。

本年4月から10月までの半年間における1日当たりの利用者数として、環状線ルートとミニバスルートの合計で126.20人、また、10月から運行を開始した予約型乗り合いタクシーの1日当たりの利用者数としては1.68人である。利用促進に向けた対策として、利用者が指定した時刻表を抜き出すマイ時刻表の発行など、引き続き行っている。これまで地域公共交通活性化協議会において運行ルートや運行形態に係る全体的な見直しについて協議を重ね、本年10月から新運行形態による実証運行を開始している。この12月23日に公共交通活性化協議会を開催し、笛吹・梅室ルートの予約型乗り合いタクシーの運行時間を一部見直す案の検討を予定しており、今後もさらなる利便性の向上に向けて調査検討を行い、協議をする予定であるという説明がありました。

委員からは、10月から開始された予約型乗り合いタクシーについて、1便目の時間が当初のダイヤから変更されたことに伴って、利用するのに不便になったという意見を聞いているので、今後も引き続き利用者の声を聴き、実証運行の中で効果、サービスが上がるよう、随時見直しの検討をお願いするという要望がありました。

なお、これらの4つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上であります。このほかにも委員から活発な質疑がなされ、また数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

下村議長 次に、厚生文教常任委員長より報告をお願いします。

11番、西井 覚君。

西井厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたのでご報告いたします。去る12月6日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました4議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、12月16日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

まず初めに、ごみの減量化に関する諸事項についてであります。理事者からは、大字笛堂のストックヤード建設の進捗状況の説明があり、本年12月9日に市の竣工検査が行われ、適正な施工が確認され、市に引渡しを受けている。また、外構工事については11月26日に入札が行われ、業者が決定し、11月27日に1,958万円で契約を行った。業者と打合せを行い、竣工に向けて工事を進めていく予定であるという報告がありました。

委員からは、ストックヤードの面積が小さいのではないかと問いがあり、地域計画の内容に従って建設している。これから駐車場敷地内道路、屋外ストックヤードも工事を行っていくが、予算の関係もあるのでこれが精いっぱい大きさであるという答弁がありました。さらに委員からは、屋外のストックヤードの使い方と、敷地には芝生か何かを植えるのかとの問いがあり、チップ化を行う前の剪定枝を一時的に保管する施設である。敷地は土のままと考えているという答弁がありました。

次に、学校給食に関する諸事項についてであります。理事者からは、現在のところ報告す

べき事項はないということでございましたが、委員からは、裁判の進捗状況はという問いがあり、9月以降、口頭弁論が2回あったと。現在はどの程度の損害額が発生しているのかを双方の代理人で協議しており、和解案についての協議はしていないが、今後の見通しなどについては公開の場で報告するのは差し控えさせていただきたいという答弁がありました。

また、おいしい楽しい給食を目指し、プロの料理人を呼び、アドバイスをもらえるよう検討するということがあったが、その結果はという問いがあり、10月30日に有馬温泉の料理人大田忠道氏に給食を試食してもらい、アドバイスをいただいた。評価としては、味もおいしく、内容については工夫されており、化学調味料も使用していないため、食育や児童・生徒の健康や生活習慣病の防止にもつながっているということで高評価であった。アドバイスとして、子どもたちに正しい味を覚えてもらうことが重要であり、栄養基準や塩分の摂取基準などもあるため、給食の味を変えていくことよりも今ある給食についてのメリットを伝え、保護者へ給食の理解を高めていく手法の方がいいのではないかとということであった。今後はアドバイスに基づき、周知方法などを検討し、学校給食委員会などにも相談させていただきながら、おいしい楽しい給食を実現するため進めていきたいという答弁がありました。

次に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてであります。理事者からは、工程計画表の計画どおり進んでおり、基礎部分の鉄骨の組立て工程を終え、12月からは屋根ぶきの段階まで進んでいる。その後は外壁の工程に移り、内装や設備などの仕上げをし、1期工事の完成となる。その後、仮使用認定後に使用を始める計画であるという報告がありました。

委員からは、磐城幼稚園及び小学校のグラウンドの今後の使用方法はどの問いがあり、グラウンドは幼稚園、小学校の間で区切るのではなく一体として使用していく予定で、幼稚園、小学校が有効的な利用をすることを考えているという答弁がありました。

次に、水道事業に関する諸事項についてであります。理事者からは、広域化事業について現在は各作業部会でいろんな検討を行っており、予定では各市町村単独での経営を継続した場合のシミュレーションが出てきているはずであったが、各市町村から挙がってくるデータなどに不備があり、時間を要している。また、県の一体化のシミュレーションも同様におくられており、今回新しく報告できるものはないという報告がありました。

この報告を受け、委員からは、水道事業の一体化を進めるに当たって、以前は奈良県の地域政策課が事務局を担っていたが、現在は県と奈良市が行っている。変更になった経緯は何か。また、前回の報告では一体化までのスケジュール案が2つあったが、どちらに決まったかという問いがあり、当初、県の地域振興部地域政策課と奈良県水道局が事務局を担っていたが、市町村の意見も取り入れながら県と市町村が一体となって進めていくことになったため、本年4月から県の水道局に事務局が変更となった。さらに、奈良市の企業局においても一体化に関して積極的な考え方を持っており、県の事務局を後押しする形で参加となり、現在の体制となった。スケジュールについては、新たに提案された令和2年度の覚書締結から令和6年度を目標に企業団設立が基本となるが、スケジュールがタイトなため、このまま進んでいくのは疑問であるという答弁がありました。

これを受け、委員会といたしましては、葛城市全体に関わることであるため、3月議会を

めどに特別委員会の設置を目指し、協議していくことを全会一致で決定いたしました。

なお、これらの4つの所管事項については、委員会としては今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

下村議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項の審査報告は、以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第62号から日程第7、議第70号までの7議案を一括議題といたします。

本7議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、川村優子君。

川村総務建設常任委員長 それでは、ただいま上程されております議第62号、議第63号、議第65号、議第66号、議第67号、議第68号及び議第70号の7議案につきまして、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果をご報告させていただきます。

まず初めに、議第62号、葛城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を制定することについて、議第63号、葛城市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定することについての2議案につきましては、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、最終的に給与が下がる方は出てこないか。また人件費の予算はどのようになるのか。国からの補助はあるのか伺いたいという問いに対し、給与が下がる方は今のところはおらず、期末手当が支給されるため、ほとんどの方が上がることになる。また、人件費の予算については、現在雇用している方をもとに計算をした場合、令和2年は8,600万円程度の増加となる。国からの財政支援については、総務省に予算確保に向けて努力していただきたいとの要望を全国市長会などの各方面を通じて表明している段階である。夏ごろ地方財政収支の仮試算として発表された総務省資料では、制度施行に伴い必要となる歳出については予算編成過程において必要な検討を行うとの表記があるが、現時点において来年度の交付税の増分について不透明な部分があることから、葛城市の予算編成については一般財源の歳出をどのように見積もっていくか重要な課題として認識をしているという答弁がありました。

ほかの委員からは、人件費の増額分を全額市税で賄うことになればどのように財源を確保するのか。職員の給与は市民から納めていただいた税金の中から支払われているということはこの機会に再度理解して働いてもらいたい。そして、管理職においても、職員が能力をしっかりと発揮できるような的確な指示を出していただきたいとの意見が出され、委員の意見を肝に銘じ、市民の皆様にご理解いただけるよう精いっぱい精勤していく。一般職の職員については人事評価制度も完全実施し、更に評価の目を厳しくして最終的には給与に反映していく。会計年度任用職員についても、今後人事評価を適用していく予定である。身分の安定とともに、市民の信託を受けとめて働いてもらえるように、厳しさもあわせてこの制度を導入

しながら、各管理職においてはしっかりと職員の指導に取り組んでまいりたいという回答がありました。

討論はなく、採決の結果、2議案ともに全会一致の原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第65号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、議第66号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、議第67号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての3議案については、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。

質疑では、今回の改正は民間企業の給与が上がったため、公務員との較差を是正するという人事院勧告を受けてとのことであるが、奈良県内、さらに葛城市においてどのような企業を対象に調査しているのか伺いたいという問いに対し、県の人事委員会に確認したところ、奈良県内については、企業規模50人以上の339企業のうち、無作為抽出をした113企業を対象に調査をしている。113企業の中に葛城市の企業があるかなど、回答はいただけなかったという答弁がありました。

この答弁を受けて、企業規模50人以上の会社は大企業であり、市民からは給与が上がったとの声も聞いていない。調査対象としての基準が高過ぎるのではないか。さらに、葛城市のどの企業が調査対象に入っているのかもわからないまま給与を引き上げることはハードルが高いのではないかという意見があり、市独自の給与調査をすることがなかなかできないため、ほとんどの自治体では過去より給料表は国の基準を適用している。現在は50人以上の企業の中で一番底辺の平均の給料表を基準として設定しており、物価指数などが高い地域については地域手当で調整することになっているため、実態に即した状態にあると考えているとの回答がありました。

議第65号、議第66号については、賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

一方、議第67号については、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第68号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第70号、葛城市公園条例及び葛城市都市公園条例の一部を改正することについてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。この他にも各委員から活発な質疑がなされておりますことをつけ加えまして、総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。

下村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
日程第1、議第62号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第62号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決されました。
日程第2、議第63号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第63号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決されました。
日程第3、議第65号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。
杉本議員。

杉本議員 1番、日本維新の会、杉本訓規でございます。議第65号、葛城市議会議員の議員報酬等に
関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論させていただきます。

奈良県議会は、期末手当の額の決定方法のうち、これまで県職員の例により定められたも
のの条例で直接規定を行うため、令和元年10月23日に日本維新の会から提案されました、奈
良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正
する条例を賛成多数で可決し、今後は期末手当の額の決定にあっては平成30年度の基準
1.675月分を据え置くことにしました。ただしこの場合、引下げの勧告があった場合は見直
しが行われます。議員の期末手当にあっては特別職報酬審議会の対象でないことから、多く
の自治体では人事院勧告の実施によって変動する国の指定職に合わせて改訂されるのが実態
であり、奈良県議会議員の期末手当支給月数の改定も同様に繰り返されていました。この条
例改正は、法などの定めのないことに対して議会が住民目線に立って議員提案を行ったよい

事例だと思われます。

10月1日からは消費税が8%から10%となり、実質的な県民所得の減少が見込まれるときに、葛城市議会議員が人事院勧告に連動した期末手当上昇分を受け取ることはできないものと考えております。

我々日本維新の会奈良県総支部では、議員給与から毎年被災地に義援金をお届けしております。先日も台風19号被災地となった福島県の県庁に、私、本年度分の義援金をお届けしてまいりました。日本維新の会の政策、一丁目の一番地、まずは議員みずからが身を切る改革実行中ですので、到底、期末手当を上昇する条例、葛城市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に賛成することはできません。

以上が反対の理由でございます。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

5番、松林謙司君。

松林議員 議第65号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することに、賛成の立場で討論をさせていただきます。

最近の新聞紙上では、特に若い世代の地方議員のなり手不足が問題となっており、市議会議員を目指すには家族の理解と、ある程度の副業がない限り生活ができないという現実がございます。つまり、議員報酬は生活給という側面と、議員の職責を果たすための必要最低限なものであります。若い世代が市議会議員を目指すことができるよう、本来であれば待遇改善も必要ではございますが、議員報酬の実質的な価値を低下させないためにも、今回の人事院勧告に基づく条例改正については必要な改正だと判断いたしました。

国内の情勢を考えますと、一部の大手企業において賞与が上昇したとのニュースも聞こえてきますが、葛城市の市民の皆様からはなかなかこのようなよいお話が聞こえてこない状況ではございます。議会議員のなり手不足の解消や報酬水準を維持のため、また、議員個々におきましては市民の皆様からご理解をいただくためにも、市民や市政のためにより一層の努力をすることを肝に銘じまして、私の賛成討論とさせていただきます。

下村議長 ほかに討論ありませんか。

谷原議員。

谷原議員 日本共産党の谷原でございます。私は、議第65号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場から討論に参加いたします。

この条例案は議員に支払われる期末手当について、人事院勧告に基づく職員の期末手当の引上げに準じて、議員の期末手当を引き上げる内容となっております。これは先ほど杉本議員も指摘したところであります。

地方自治法第203条の定めは、議員報酬については支払わなければならないとなっておりますけれども、期末手当については条例でその議会の議員に対して期末手当を支給することができるということであり、必ずしも支払わなければならないものではございません。引き上げる際にはこうして条例を議会で定めることになっておるわけです。そのために毎年人事院勧告に、引上げに合わせて、この12月議会で議員の期末手当、議員報酬は据え置きであり

ますけれども、期末手当の支給を一部改訂するということが毎年行われてきたわけであり
ます。

しかし、この提案は毎年議員による提案ではございません。理事者側が原案を出して、人
事院勧告の引上げにあわせてこういうことになりますと、それを総務建設常任委員会等、所
管の委員会で議決して、こちらで最後決めるという形になるわけですが、原案が議員から出
てないところから自動的に引き上げられるかのような形で、この間、引き上げられてまいっ
たと思います。私は本来議員の提案で本当にこれが市民から見て引き上げるのがふさわしい
かどうか、しっかり議論をすべきだと思います。その上でこうした条例案についても提案し
てくるべきだろうと考えております。

この間、葛城市議会では国民健康保険税、介護保険料の引上げを議会で議決してまいりま
した。とりわけ、国民健康保険税は奈良県単位化に伴い、令和6年まで毎年大幅な引上げが
なされます。非正規労働で働く方はこの国民健康保険制度に加入されておられますが、これ
らの方々はいわゆるボーナス、期末手当とは無縁な働き方をされる方が大変多いわけであり
ます。そういう方々にご負担をするような議決を決めておいて、議会が議員自身のみずから
の期末手当を引き上げるような案に私は到底賛成することはできません。したがって、
今回の引上げについては昨年度と同様反対いたします。

なお、議員報酬のあり方につきましては、先ほど公明党の松林議員からもご指摘がありま
した、議員報酬をどうするのか、あるいは政務活動費をどうするのか、今後の日本の地方議
会において議員のなり手をどうするのか、いろいろ議論がされております。杉本議員が長を
務めておられます議会改革特別委員会でも、私、委員を務めておりますけれども、この議員
報酬のあり方、そして政務活動費のあり方も含めて議論をしてみたいと思っておりますけれども、
今後とも市民の理解の得られる議員報酬のあり方、あるいは期末手当のあり方、議論をして、
市民のご納得がいく形でこういうことが決められるよう努めてまいりたいと考えまして、以
上の理由から反対いたします。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

増田議員。

増田議員 議第65号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、賛
成の立場で討論をさせていただきます。

このたびの議員報酬の引上げにつきましては、人事院勧告による公務員の勤勉手当を引き
上げるものを議員報酬に適応していただくというものでございます。通常、市民の理解を得
られない内容だというふうに思うのですが、現状を考えますと、葛城市の市議会議員報酬は
県下12市の中で11番目、すなわちほぼ低水準でありまして、その上、政務活動費もいただい
ておりません。

葛城市より高い議員報酬の市においても人事院勧告を適用した同様の改正が行われている
ところがあり、葛城市が適用しないと格差がますます広がることとなります。議員報酬は生
活給であり、また議員活動費としての側面を持っておりますので、今般問題となっております

す地方議員のなり手不足の一員として議員報酬が低いという要因がございます。よって、抜本的な改革が必要と思われませんが、現在の景気動向を配慮しますと、今すぐ取りかかれる問題ではございません。よって、現在の水準を確保するためにもこの条例改正は必要なものと判断をいたします。

また、今回の条例改正案は議員一人一人が市民幸せのため、精いっぱい議員活動をしていかなければならないということを前提といたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第65号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第66号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

杉本議員。

杉本議員 日本維新の会、杉本訓規でございます。議第66号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、反対の立場で討論いたします。

給与引上げを行えば一般財源を圧迫し、市民サービス低下が考えられます。人事院勧告を受けて引き上げると言いますが、人事院勧告では国全体で見た場合、民間給与等は引上げとなっております。しかしながら、奈良県、葛城市、民間給与が上がっているとは言い難く、国全体とは意味が違ってきます。

人事院勧告によれば、民間給与との較差に基づく給与改定とあり、民間企業との比較対象は企業規模50人以上で、かつ事業者規模50人以上という大きい会社が対象となっております。私がお聞きしたところ、奈良県内では民間法人企業約2万社のうち、比較対象企業は113社とありました。余りにも偏った対象であり、今回の給与の引上げは地域民間企業のよりの確な反映は考慮されていないと考え、反対とさせていただきます。

以上でございます。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

吉村議員。

吉村優子議員 ただいま上程の議第66号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例改正につきましては、先ほど可決されました市議会議員の議員報酬の条例改正と同様に、人事院勧告に基づき、特別職の期末手当についても0.05カ月分を引き上げるものというものでございます。ただ、特別職におかれましてはこれまでの間、身を切る改革として、市長は50%、副市長は15%の給与を減額されておられます。そのため、期末手当の引上げと言うものの、支給される額は減額後の給与額を基礎に算出されたものとなり、必要最小限の引上げに抑えたものとなっております。

今後におきましても公約どおり行財政改革を推進していただきながら、市民第一の姿勢で市民サービスの向上に邁進されますことを期待いたしまして、本議案に対する私の賛成討論といたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第66号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第67号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論がないので、討論を終結いたします。

これより、議第67号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第68号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第68号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第68号は原案のとおり可決されました。
日程第7、議第70号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第70号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第70号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第8、議第64号から日程第11、議第72号までの4議案を一括議題といたします。
本4議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。
11番、西井 覚君。

西井厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第64号、議第69号、議第71号及び議第72号の4議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず初めに、議第64号、葛城市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてであります。

委員からは、行政からの丁寧な説明が更に必要であり、議員において十分な理解が必要であるため、閉会中の継続審査とすべきであるという意見が出され、協議した結果、全会一致で継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議第69号、葛城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、災害援護資金及び災害弔慰金の実施対象はという問いに対し、災害援護資金を実施する場合は、奈良県内において災害救助法が適用された市町村が1カ所でもあった場合、実施の対象となる。また、災害弔慰金を実施する場合は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害、奈良県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害、奈良県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害、災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害があった場合に実施対象になるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第71号、葛城市下水道条例の一部を改正することについてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第72号、奈良県葛城地区清掃事務組規約の変更についてであります。

質疑では、御所市が、し尿の運搬業務を単独ですることになった理由、また、それに伴い

本市が支払っている負担金及び運搬単価の変更はという問いに対して、御所市は令和2年度より御所市内における、し尿収集運搬及び浄化槽清掃業務の許可を持つ業者がアクアセンターの運搬業者として業務委託を検討された結果、単独で処理することを決定され、この行為については組合議会の議決は必要ないが、規約の変更は必要となり、改正を行うものである。また、御所市が単独で運搬業務をされても、御所市以外の3市4町の、し尿貯留中継基地からアクアセンターまでの運搬単価に変動はなく、負担金にも影響もないという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされました。数多くの意見が出されておりますことをつけ加えまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。以上でございます。

下村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

ここでお諮りいたします。

日程第8、議第64号、葛城市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについては、厚生文教常任委員長より閉会中の継続審査の申出が出ております。

本案を厚生文教常任委員長からの申出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第64号議案については閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第9、議第69号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第69号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第71号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第71号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議第72号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第72号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議第73号から日程第17、議第78号までの6議案を一括議題といたします。

本6議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

10番、岡本吉司君。

岡本予算特別委員長 おはようございます。議長の許可を得ましたので、ご報告を申し上げます。去る12月6日の本会議におきまして予算特別委員会に付託されました議第73号から議第78号までの6議案につきまして、12月17日午前9時30分より委員会を開催いたしまして、慎重に審査いたしましたので、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第73号、令和元年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決についてであります。

質疑では、民生費、児童館・学童保育所管理事業における用地購入費について内容を伺いたいと、こういう問いに対しまして、新庄小学校区学童保育所は入所児童が想定よりふえており、現存の施設だけでは運営ができない状況となっているため、新たな学童保育所建設に伴い、新庄幼稚園西側の土地を購入するため、予算計上したものであるとの答弁がありました。

この答弁を受けまして、9月定例会での答弁では、学童保育所建設がこの場で確定しているわけではなく、複数の案がある中で1つの案として可能性を模索し、手続を進めている段階であり、条件等が定まってきた際には報告すると聞いているが、この場所に学童保育所を建設することが決定されているのかという問いがありました。相手のある話なので、交渉がうまく進まなければ建設はできないが、新庄小学校の現在の校舎の状況や学校敷地等を考慮し、検討してきた中で、この土地が市として必要な用地であると判断したので、今回予算計

上したものであるという答弁がありました。

委員からは、今後この事業を進めていくに当たっては、周辺の状況を踏まえ、新庄小学校の将来のことを考えて教育委員会とも協議、検討していただき、事業の進捗に応じて議会に対し報告願いたいという要望がありました。

次に、消防費、消防団屯所管理事業における工事請負費の増額内容と、消防団屯所建替事業が繰越明許費に計上されている理由について伺いたい。この問いに対しまして、当初予算では第1分団と第5分団の建替えの工事請負費として、2カ所で8,000万円を計上していましたが、ボーリング調査の結果、くい打ちが必要となったことや、現状の壁材にアスベスト素材が含有していることに伴う撤去費用の追加、屋外にある階段を屋内階段に変更したことなどの要因により、3,550万円の増額となったものである。また、当初計画の建築工事の工期は6カ月で計画していましたが、今回の補正予算の審議後に工事発注するため、年度内工期が設定できないこと、また鉄骨造で工事を計画しております。建築資材がオリンピック需要などの理由から納期に6カ月以上要するため、繰越しをお願いするものであるとの答弁がありました。委員からは、現場の消防団員の声を十分に聴いて、屯所の建替事業を進めていただきたいという要望がありました。

次に、教育費の小・中学校費、小・中学校体育館空調設備設置事業が継続して追加されているが、今年度に市民体育館に設置されたスポットクーラーの設置費用と比較すると、金額が高く計上されていると思われるが、その理由について伺いたいという質問に対しまして、本年度にスポットクーラーを設置した場所は受電設備等の電気関係の更新が不要であったため、費用が安く抑えられた。今後設置を予定している小・中学校の体育館の場合は受電設備の増設等が必要となるため、金額を増額して計上しているとの答弁がありました。

また、當麻スポーツセンター管理事業における測量設計等、委託料の内容について伺いたいという問いがありました。本年度に當麻スポーツセンターのアリーナにスポットクーラーを設置する予定をしていたが、体育館の屋根の修理が完了していないこともあり、當麻スポーツセンターの格技室に設置した。今後アリーナに設置するに当たり、電気設備等の増設も含めて、より効果的に設置できるよう予算計上したものであるという答弁がありました。

この答弁を受けまして、当初は体育館のアリーナにスポットクーラーが設置されるという条件で予算を議決したもので、今回のような予算執行が本当に適切なのか疑問である。この事業にかかわらず、今後事業を実施する場合はしっかりと事業計画の策定、また予算見積り等も実施し、適切な予算執行に努めていただきたいという意見がありました。

賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第74号、令和元年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第75号、令和元年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第76号、令和元年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第77号、令和元年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第78号、令和元年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますけれども、このほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添えまして、予算特別委員会の報告といたします。

下村議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第12、議第73号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原議員。

谷原議員 日本共産党の谷原でございます。私は、議第73号、令和元年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について、反対の立場から討論いたします。

なお、この補正予算におきましては、先ほど全会一致で可決されました人事院勧告に基づく職員給与の改定を措置する予算補正、及び先ほど委員長報告からありましたように、新庄小学校学童保育所建設に関わる予算補正など、非常に重要なものも含まれております。したがって、この補正予算全体に対する反対ということではありませんけれども、一部についてとても認めがたい、葛城市の今後の行政のあり方からしておよそ認めがたい問題が含まれておりますので、あえて反対の立場で討論させていただきます。

それはどこの問題かと申しますと、補正予算に計上されております小学校、中学校の体育館のスポットクーラーの設置に関わる予算、及び當麻スポーツセンター体育館アリーナに設置を予定しておりますスポットクーラー設置に向けての測量設計委託に関わる予算について、私は大きな問題があると考えます。このことについては、先ほどの岡本委員長の委員会

の審議内容の報告にもあったとおりであります。

さて、今年度予算におきまして市内3カ所の体育館、及び市内小・中学校7つの体育館にスポットクーラーを設置するための予算が計上されました。市内3カ所の体育館は1,350万円、市内小・中学校7つの体育館には3,150万円、つまり体育館1つ当たり450万円の予算計上がなされて、この予算案は全会一致で可決しております。私もスポットクーラーを体育館につけることについては、当然暑い夏、熱中症対策として必要だし、さらには避難所に災害時になる可能性も高いところでもありますから、スポットクーラーをつけることについては賛成しております。議会におきましても公明党の松林議員が繰り返しこの問題を取り上げられ、あるいは所管の委員会でもこの必要性が強く議員の皆様から主張されて、この予算計上になったわけでありませぬけれども、この体育館のスポットクーラーの設置について反対するものでは当然ございませぬ。問題は事業を行うに当たってどのような予算措置をするのか、どのような予算執行をするのか、そのことが問題になるから私は今回この問題を取り上げているわけであります。

実際にこの入札につきましては、市内3つの体育館につきましては入札が成立し、8月の初旬にはこの3カ所の体育館にスポットクーラーが設置されました。昨日もたまたま私、知人が、このスポットクーラーの話題に及んで、「今年の夏、体育館で卓球をやったけれど、涼しかったな」と言うて隣の人にも、友人にも言うて、「ああ、涼しかった」言うて、「去年とえらい違いや」と、「ええもんがついたな」と。「あんなんですよフロアまでしっかり冷えるもんやな」というふうなことで、大変市民の皆様からは評価いただいております。災害時にも避難所になったら活躍するであろうと。

私も新庄中学校、中央体育館の職員さんに伺いました。すると、やっぱり吹き出し口にいるとその吹き出し口で7、8人の方は非常に涼しくなるし、更にフロア全体に広がるように、床に設置するスポットクーラーではなく、壁面の高いところ、四隅に設置したために、冷気が下に滞るような形で、教育委員会の方から業者とも相談していただいていた結果、大変すばらしいものができたと、私は非常に喜んでいただいております。

しかしながら、小・中学校の体育館については入札が成立せず、今なお体育館にはスポットクーラーがついておりませぬ。これは入札が成立しなかつたからであります。私はこの入札が不成立になったことについて、教育委員会に何度も足を運びまして、入札が不成立になったのはどうしてかということをお伺いしました。1つは、今県下で教室のエアコン設置ということが、これは県の補助もあって、業者はそちらの方を一生懸命やっておられると。葛城市は全てにもう全てについているわけであります。だから、どちらが優先として業者としてやるべきか、それは当然教室でありませぬ。そうした業者の事情。さらには、7つまとめて発注したために、主任技術者の手配がなかなかそういう状態でできないということもあって、残念ながら小学校での、あるいは中学校7つでの体育館でのスポットクーラー設置がこの夏はできませんでした。しかしながら、これはやむを得ない事情が私はあったんだろうなと思うわけであります。

そこで、今回の補正予算におきましては継続事業として、この補正予算の5ページには、

第2表に継続費補正としてこの小学校、中学校の体育館のスポットクーラーの予算補正が提案されているわけです。私、この金額を見てびっくりしたんであります。実は、今年度の小・中学校体育館のスポットクーラー、7カ所を、体育館の費用総額は3,150万円であります。450万円の予算計上なんですね。ところが、今回この継続費補正として計上されているのは5,340万円なんです。大変な費用が高い予算を設置された。さらに言いますと、1校当たり450万円の体育館の予算を、入札では400万円で落ちているんです。したがって、今年度実際に400万円でスポットクーラーが1個当たりの体育館についている。しかしながら、来年度、小・中学校の予算補正として出たのはその1.9倍ですよ、もう、1台当たりになると。2倍近い予算を組む、これは一体どういうことなんだということ、これは予算特別委員会の審議の中でも疑問が呈されました。

私、こういう予算の組み方はどう見ても疑問なんです。なぜか。聞きますと、不落になった、入札が成立しなかった、だから金額を上げて予算を編成します。おかしいんじゃないでしょうか。つまり、業者の事情があるわけでありまして。業者の事情から入札が不落になったということであって、必ずしも金額でない可能性もある。そうした業界の事情もしっかり把握しながら、こうしたことについての予算見積りをすべきだと私は思います。この間、私は入札改革による行財政改革ということを申し上げてきましたけれども、そうした観点からしてもこうした予算の上げ方というのは到底納得できるものではございません。

さらに問題なのは、この体育館に設置されたエアコンにかかわって、全ての体育館、3つありますけれども、スポットクーラーをつけられたわけですが、私たちはアリーナ、体育館フロアについてるものだと思って議論、そういうことを目的としてつけられるとして議論してまいりました。私がこのスポットクーラーが設置されたということで、実際どんなものを視察に行きました。当麻スポーツセンター体育館に伺ったところ、アリーナにはついてないのでびっくりしたんです。あれ、ついてないじゃないかと。そうすると、職員の方のお話では、2階の武道場、武道場に取りつけたんだと。武道場はそう広くないですから、「そこに4つつけたんですか」「4つつけました」と。「非常に日が当たるところなので、今年の夏、やっとそれでも涼しくしていただけたかと思います」というお話でした。

これは目的外の予算使用に近いのではないかと私は思います。確かに体育館です。体育館でありながら、本来10月まで確かに体育館が屋根が飛んで工事をしていましたので、それが終わらないとつけられないわけでありまして、夏中は体育館、使用できないわけですからつける必要もなかったと思いますけれども、10月につけたら私は予算執行として正しかったと思います。

ところが、どういう経過かわかりません、武道場につけられたということで、新たに、当麻スポーツセンター体育館については、新たにスポットクーラーをつける予算を恐らく来年度予算で出てくるんでありましょ。そのための測量設計、300万円を超えていたと思いますけれども、357万5,000円が出ています。400万円ではほかの体育館2つはついたんですよ。これ、357万5,000円、約400万円近いこれ、測量設計ですよ。既にほかの2つの体育館はついてる。なぜ当麻スポーツセンターの体育館にこうした測量設計をして、そしてつけ

なければならぬのか。こんなのは浪費以外の何物でもありません。ほかの2つの体育館はこんな設計もせずにちゃんとして、喜ばれているわけであります。なぜこのような委託設計になったかについて、体育館の温度、フロアの温度をちゃんと調べてつけたいと。そんなことはほかの2つの体育館でやらずに立派になっているわけでありますから、全く無駄な予算であろうと私は思います。

そうしたことから見ても、こうした予算計上のあり方、今回の補正予算につきましては、先ほど委員長の報告がありました消防署屯所建設の建替事業、第1分団と第5分団、この繰越明許費が計上されております。私は、これ、屯所の整備は必要だと思います。これは当然であります。ところが、先ほどの委員長報告もありましたように、今年の予算では8,000万円だったんです、8,000万円。ところが、この繰越明許費では1億3,500万円ですね。こうした追加補正がされているわけであります。その経過につきましては、先ほど岡本委員長が述べられたとおりであります。アスベストが出てきたとか、あるいは地質調査をしていく打ちの深さをもっと深く打たなければいけないとか、そういうことがわかったと。したがって、委員会ではそういうことを事前によく調査をした上でちゃんとした予算を設定すべきではないかという意見が出たということでもありますけれども、これも8,000万円が1億3,500万円なんて、とんでもない上がり方ですよ。

私は議員になるときの1つの決意が、道の駅の問題、私は一市民でした。どんどん予算が膨れ上がっていく、際限なく膨れ上がっていく。18億円が20億円を超え、最終的には30億円になっていく、もう市民の方は大騒ぎですよ。どこまで上がっていくんだと、天井上がりに。予算を決めたらその枠内でやるのが当たり前じゃないのかと、誰のお金なんだという議論の中で私は議員になっておりますから、こうした予算の使い方、予算の膨らみ方はとても納得できないわけであります。

最後になりましたけれども、私はこの間、国が推し進めております入札契約適正化法に基づく入札契約改革を葛城市でもしっかり進めるべきだとお訴えしてまいりました。その中の肝が、政府も強く求めております第三者委員会による、つまり専門家、弁護士や公認会計士や技術者も含めてでありますけれども、専門家に基づく第三者委員会、入札監視委員会を設置するよというのが法の目的であります。奈良県下においては、既に5つの市が設置しております。私は行政ではこうした入札改革はできないかと、今回確信いたしました、この補正予算を見まして。これは何としても行政の力ではなく、まさに国が言う第三者委員会、葛城市も設置すべきじゃないですか、早急に。このことを強くお訴え申し上げまして、反対意見といたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

4番、奥本議員。

奥本議員 奥本でございます。私は、議第73号、令和元年度葛城市一般会計補正予算（第3号）につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

令和元年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1億265万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億4,425万2,000円にするものであります。

本補正予算は非常に重要な施策、事業が盛り込まれたものとなっております。市長が掲げる防災に強いまちづくり、その重要な事業である消防団の屯所建替等の事業、ため池ハザードマップ作成業務、災害時に避難場所となる小・中学校体育館のスポットクーラー設置事業、そしてさらに現在保育人数が超過している学童保育所に係る用地の取得等、早急の対策が望まれる事業が盛り込まれています。

しかし、これらの事業の中には令和元年度当初予算に計上されていながら当初の予定どおりに進まなかった施策もあり、この点については決して賛同できるものではございませんが、その理由として、東京オリンピック開催の影響による資材または人材の不足による入札不落が多かったということとを考慮しますと、予定どおりに進まなかったことを認めざるを得ないことも理解いたしました。

また、先ほど谷原議員が指摘されましたエアコンについてなんですけども、これ、当初の予算から今現状でかなり多くなっているという理由としまして、当初の予算のところの設計が変更になったというところで、据置き型から吊り下げ式になったというところに関しまして、クーラー単体の値段よりも電源、電源配線、キュービクル、高圧線の引き込み工事、そちらのところが見積りがどうも甘かったと。それとあわせて、当初市内3カ所の体育館をやった金額、この受けた業者がやはりその辺の工事の見積りが非常に甘かった。これは本来、従来にない工法でやったということで、それに対してどれくらい自分のところが費用がかかるかというところの見積りが間違っていたということから、そこを見直した結果で最終的に受けてもらえるところの予算が最終的にこういう形になったというところで理解しております。

谷原議員指摘のように、当初の予算が非常に積算も甘くて、非常に迷走したという経緯はあるんですけども、現状この予算でないと、残る体育館がスポットクーラーを取りつけできない。それによって小学校の方の熱中症対策もできませんし、避難所としての機能もやはり損なわれるということから、やはり今回これを認めた方がいいだろうということと理解しております。

この補正予算で既に繰越明許費を計上している事業、また債務負担行為を計上されている事業もございしますが、今後は計画されましたとおりに事業管理をするため最善を尽くしていただきますことを強く要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

西川議員。

西川議員 今上程されている議第73号、令和元年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について、私はこの議決をとるときは、賛成票を投じなしゃあないから、賛成を投じます。しかし、るる今おっしゃったように、谷原議員の意見というのはやっぱり僕らも納得するところがあるんですよ。

まず、この児童館費のこの土地の購入。何を言いたいかというと、このときは鑑定料がこういうふうに出ます、こういうふうにしますと、そのときはどの位置にどういうふうなもの

で、その学童保育の建物を建てる敷地をどこへ求めるかというのを、そのときは議会に報告しますと。議会と、ちゃんと報告してやります。その中で、これ、補正予算、突然これ、4,500万円の補正予算、この場所でこうですと。余りにも議会軽視も甚だしいなと僕は思うてます。突然これ、出てきたという印象ですよ、これ。何でこんな運びになるのか。

もう一つ、消防費。消防費については、消防署本体、西葛城消防署を移転する、北道徳へ移転する、そのときは住民のいろんな意見をちゃんと聞いてないです。これはいかんということで、僕は減額修正を出しましたよ、減額。減額修正を出して、それは減額しました、消防費の中で。しかし、この屯所の移転については一切減額してませんよ。ということは、今年度の予算で執行しようと思ったら何ぼでも執行できたやつを、何でこんな形にしてしまうてるのか。何でこんな繰越しをせんなんようになつてんの、これ。いや、アスベストが出てきた、くい打ちをせないかん、こんなの設計をやる段階で当初からわかる話を、何で今これ出てきて、補正で3,500万円もつけやんなんようになつてきてるのか。これは谷原議員言わはるとおり。

それと、スポットクーラーでも一緒。もともとそのクーラー1台1台の単価がそんな2倍もなつてるとは思うてません。ただ、調査の段階でキュービクルをつけたり、電源をきちっとせんなん、その費用がかかってないところとかかかってるところとがあるから差が出てきてるでっしゃろう。今のやつでも電源をきちっとしてからスポットクーラーをつけやないかんから、せやから、スポットクーラー1台1台がこれだけのやつがぼんと、それ、本体がそんなむちゃくちゃ上がつてるといふことではないでっしゃろう。

せやけど、僕はこれ、本来は谷原議員、これ言わはって、ここのところだけでも、ここのところだけでも減額修正をしてくれはったら、わし、賛成してるかわかりませんで、これ。この予算。減額、スポットクーラー、こんなやり方をちゃんとそのとき減額修正出してきはったらそうしてるかもわかりません、僕は。

しかし、僕らはこのこと、いろんな理事者側の運び方、自分は、運び方は悪いけれども、この屯所1つにしても早いことやったってほしいと。学童保育のこの開所、新庄小学校のそういう開所を早いことやったってほしいと。スポットクーラーもやっぱりちゃんとつけたってほしいということで、これ、僕は賛成をするわけや。運び方、こんな運び方やったら反対したいんや、反対を、こんな運び方を理事者がするんやったら。

そやけども、そういうわけにいかんでしょう、私はこれ、そういうことを思うたら。反対できませんよ、こんなもん。市民の方々や安全安心のことで一生懸命、消防団員のことを思うて。そんなこと、そんな予算に反対できませんよ、僕ら。そこらをようわかつてほしい。僕はこれ、賛成を投じますけれどもね。

以上です。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第73号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第74号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第74号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第74号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第75号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第75号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議第76号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第76号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第77号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第77号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第77号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議第78号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第78号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第78号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、発議第7号、「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

8番、川村優子君。

川村議員 ただいま上程を賜りました発議第7号、「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書ついて、提案理由の説明をさせていただきます。

本年8月、茨城県の常磐自動車道で男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生いたしました。また、平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡しております。こうした事件、事故が相次ぐ中、あおり運転をはじめとした極めて悪質、危険な運転に対しては厳正な対処を望む国民の声が高まっております。

警察庁は平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して厳正な取締りに取り組んでいますが、いわゆるあおり運転に対する規定がなく、防止策の決め手となっております。今後はあおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や、更新時講習における教育のさらなる推進及び広報、啓発活動の強化が求められるところであります。

そこで、政府におかれましては今や社会問題化しているあおり運転の根絶に向け、安全安心な交通社会を構築するために、下記の事項について早急に取り組むことを強く求めます。

1、あおり運転の規定を新たに設け、厳罰化については危険運転を行った場合のみでも道路交通法上、厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう早急に検討を進めること。

2、運転免許更新時における講習においては、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転の危険性やその行為が禁止されていること、及びその違反行為に対しては取締りが行われることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などにこれらの事項を記載すること。

3、広報啓発活動については、あおり運転などの行為が禁止されており、取締りの対象となることや、あおり運転を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報紙など、効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

下村議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第7号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

去る6日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして本定例会が閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、議員各位からの会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、令和元年度事業の執行並びに令和2年度の予算編成に当たられますよう要望し、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

12月6日に開会されました令和元年第4回葛城市議会定例会は、本日をもちまして全日程を終え、閉会の運びとなりました。提案いたしました議案等について慎重なるご審議を賜り、まことにありがとうございました。皆様方よりいただきました貴重なご意見を参考に、今後さらなる市政の発展に努めてまいる所存でございます。議員各位におかれましては、なお一層のご支援とご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

今年も残すところ10日余りとなりました。皆様におかれましてはお体には十分ご留意をいただき、新年をお迎えいただきますよう祈念申し上げます。閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

下村議長 以上で令和元年第4回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後0時13分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 下村 正樹

議 会 副 議 長 増田 順弘

署 名 議 員 岡本 吉司

署 名 議 員 西井 覚